

第4回府中市次世代育成支援行動計画推進協議会 議事録

日 時 平成20年3月17日(月) 午後2時から4時

会 場 子ども家庭支援センター 「たち」

出席者 委員側 副田会長、木下委員、岸田委員、臼井委員、高瀬委員、杉村委員、
皆川委員、内藤委員、小川委員、鈴木委員

事務局側 川崎子育て支援課長、榎澤保育課長、戸井田児童青少年課長、
五味田保育課長補佐、梶田子育て支援課推進係長、
石下子育て支援課推進係
(株)生活構造研究所

欠席者 平田副会長、山村委員、田中委員、村越委員、山崎委員、
岡野谷委員、佐藤委員

子育て支援課長

定刻になりましたので、平成19年度第4回次世代育成支援行動計画推進協議会を開催させていただきます。私は本日の進行を務めさせていただきます子育て支援課長の川崎です。よろしくお願いいたします。

出席委員をご紹介します。初めに副田会長、以下順不同で、内藤委員、高瀬委員、鈴木委員、杉村委員、木下委員、岸田委員、小川委員、臼井委員、皆川委員、以上の皆さんでございます。また欠席の連絡が入っておりますのは平田副会長、山村委員、田中委員、村越委員、山崎委員、岡野谷委員、佐藤委員です。

本日の協議会は、開催の有効定数である過半数の委員さんのご出席をいただいております。

続いて事務局を紹介させていただきます。榎澤保育課長、五味田保育課長補佐、戸井田児童青少年課長、梶田子育て支援課推進係長、石下子育て支援課推進係、また地域福祉計画策定にかかわるコンサルティング業者の株式会社生活構造研究所のスタッフも同席させていただきます。

続きまして2の委員の変更についてご連絡させていただきます。資料1でお配りしておりますが、子育てに関するNPO法人の代表者として岩村いずみ委員から皆川和子委員に、民生委員児童委員協議会の代表者として弓削田恵美子委員から岡野谷忠義委員にそれぞれ変更になりました。

続きまして3の資料の確認をさせていただきます。資料1として府中市次世代育成支援行動計画推進協議会委員名簿、資料2「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(案)、資料3「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(案)のポイント、資料4府中市次世代育成支援行動計画改訂に向けて(案)、資料5府中市次世代育成支援行動計画関連データ集、資料6平成20年度子育て支援に関する新規・レベルアップ事業について、並びに次第、席次表です。

続きまして4の傍聴についてですが、広報「ふちゅう」で募集をいたしましたところ1名の傍聴の希望がございました。入室していただいておりますでしょうか。

では、入室していただきます。

なお、本日の資料及び議事録はホームページで公開させていただきます。
それでは協議会を開催していただければと思います。会長、よろしくお願いいたします。

会長

それでは19年度の第4回府中市次世代育成支援行動計画推進協議会を始めます。1の国の動向についてお願いします。

議題1 国の動向について

子育て支援課長

生活構造研究所より、説明させていただきます。

生活構造研究所

それでは、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(案)のポイントをご説明させていただきます。はじめに、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議について、資料4の2ページに記載があります。「日本の将来人口推計」(平成18年12月中位推計)において示された少子・高齢化についての一層厳しい見通しや特別部会の議論の整理等を踏まえ、平成19年2月6日、少子化社会対策会議において「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の策定方針が決定されました。この方針では、平成42年以降の若年人口の大幅な減少を視野に入れ、本格的に少子化に対応するため、制度・政策・意識改革など、あらゆる観点からの効果的な対策の再構築・実行を図ることとし、重点戦略の策定に資するため、少子化社会対策会議の下に、内閣官房長官を議長として関係閣僚と有識者で構成する「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議を設置することとされました。さらに、分野ごとに掘り下げた議論を行うため、戦略会議の下に、各分野における有識者で構成する「基本戦略分科会」、「働き方の改革分科会」、「地域・家族の再生分科会」及び「点検・評価分科会」という4つの分科会も設置されました。

平成19年2月以降、4つの分科会が3回～5回開催されて議論の整理を行った後、同年12月の第3回戦略会議において、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(案)が提出されています。資料2、資料3が、この昨年12月に提出された「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(案)にあたります。それでは、資料3を中心に内容を説明させていただきます。

重点戦略策定の視点の背景には、今後の労働力人口の急速な減少と、結婚や出産・子育てに関する希望と現実の乖離の拡大があります。人口減少化で、持続的な経済発展の基盤として必要なこととして、「若者や女性、高齢者の労働市場参加の実現」と「国民の希望する結婚や出産・子育ての実現」が挙げられています。この2つを実現するための鍵は、「就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造」の解決であり、解決には「働き方の改革による仕事と生活の調和の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」が『車の両輪』であるとしています。

『車の両輪』の片方、「仕事と生活の調和の実現」のためには、ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議において「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」

及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されています。その中では、仕事と生活の調和が実現した社会の姿を「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」としており、具体的には、「就労による経済的な自立が可能な社会」、「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」、「多様な働き方・生き方が選択できる社会」の3つが掲げられています。「仕事と生活の調和推進のための行動指針」では、各主体の取組を推進するための社会全体の目標値も設定されており、社会全体としての進捗状況を把握・評価し、政策に反映していくこととされています。関係者が果たすべき役割は、企業と働く者は、「協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革にあわせ働き方の改革に自主的に取り組むこと」とされ、国、地方公共団体は、「国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策への積極的な取組、地域の実情に応じた展開」とされています。

『車の両輪』のもう片方の「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」については、仕事と生活の調和を推進し、国民の希望する結婚や出産・子育ての実現を支える給付・サービスの考え方として、「親の就労と子どもの育成の両立を支える支援」、「すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス」、「すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組」の3つが掲げられています。また、これらを実現していくには効果的な財政投入の必要性があるとしています。とりわけ仕事と子育ての両立や家庭における子育てを支える社会的基盤となる現物給付の実現に優先的に取り組む必要があるとし、次世代育成支援の社会的コストは、これを単に社会的コストの増加として捉えるのではなく、このコストを負担することにより、仕事と出産・子育ての両立が可能になることによる女性の労働市場参加の実現や、国民の希望する結婚や出産・子育ての実現を通じた将来の労働力人口の減少の緩和により大きなベネフィットが生まれるものであり、「未来への投資」と認識すべきものであるとしています。また、諸外国と比較しても特に厳しい財政状況のもとで、その費用を次世代の負担によって賄うことのないよう、必要な財源をその時点で手当して行うことが必要であるとしています。給付の性格や施策間の整合、連携を考慮しつつ、国・地方公共団体の公費負担、事業主や個人の子育て支援に対する負担・抛出の組合せにより支える具体的な制度設計の検討について、直ちに着手の上、税制改革の動向を踏まえつつ速やかに進めるべきであるとしています。また、制度設計の検討とともに、家庭的保育の制度化や一時預かり事業等の法律的な位置づけの明確化、地方公共団体や事業主が策定する次世代育成支援の行動計画に基づく取組の推進のための制度的な対応、社会養護体制の充実などの課題について平成20年度において選考実施すべきであるとしています。

そして、少子化対策の推進の実効性を担保するためには、利用者の視点に立った点検・評価の導入を図る必要があるとし、平成21年度までの現行プラン（「子ども・子育て応援プラン」、地方公共団体の次世代育成支援のための行動計画）の見直しに当たっては、利用者の視点に立った指標等を盛り込んで、定期的に点検評価を行い、その結果を毎年度の予算編成、事業実施に反映（PDCAサイクルを確立）すべきであるとしています。

おわりに、支援策が十分に効果を発揮するためには、施策の必要性と有効性について

十分に国民に説明し、理解の浸透を図る必要があり、自然に子育ての喜びや大切さを感じることができるよう、社会全体の意識改革のための国民運動を展開していく必要があるとしています。

会長

何かご質問がありますか。

特にないようでしたら、続いて議題2に入ります。

議題2 行動計画の改定に向けて

子育て支援課長

行動計画の改定に向けてですが、これまで2年間にわたる討議の中で委員の皆さんにいただきましたご意見や課題、事業の進捗状況と評価、資料5のデータ集、およびさまざまな社会の流れなどを踏まえまして資料4の次世代育成支援行動計画の改定に向けてとまとめさせていただきました。これをたたき台といたしまして委員の皆さんからさらにご意見をいただき、これから改定作業に入る行動計画の方向性を示していただければと思っております。なお本格的な改定に向けての協議は来年度開催する協議会からはじめます。それでは、生活構造研究所より内容の説明をさせていただきます。

生活構造研究所

では資料4の府中市次世代育成支援行動計画の改訂に向けて(案)についてご説明させていただきます。目次ですが、本資料は大きく作成にあたって、府中市次世代育成支援行動計画の改訂に向けて、協議会における進捗状況評価・見直し提案等の意見の3つから構成されています。

まず、の1本書の位置づけですが、本書は、協議会において、府中市次世代育成支援行動計画の進捗状況の評価・取組みの見直し提案等の協議の中での意見や国等が実施した統計結果を基に、今後、改訂する府中市次世代育成支援行動計画を策定するうえでの視点をまとめたものです。

今後、改訂する府中市次世代育成支援行動計画にどのように盛り込んでいくかについては、平成20年度に実施する市民意識調査の結果及び今後の協議会での協議等の結果も含め、市で検討していくことになります。

続いて2では国の動きと東京都の動きについてまとめています。3では府中市における子どもを取り巻く現状として、人口、世帯、女性の就労、結婚についてまとめています。

府中市次世代育成支援行動計画の改訂に向けてですが、最初に、改訂計画に新たに盛り込む視点について記載しています。これは国等の動向や市の状況、協議会でのご意見をもとに設定したものです。1つめとして「子どもの人権尊重」、2つめに「地域のつながりの再構築」、3つめに「子どもの自立支援」、4つめに、先ほども説明させていただきました「ワーク・ライフ・バランス」、5つめに「子どもの視点」をとりあげています。

続いて7ページから「2留意すべき視点」として、これまでに協議会でいただきました評価・見直し提案の意見を踏まえて現行計画の11の柱にそってまとめています。いず

れもデータ集のデータに基づいて整理しています。以下、簡単にご説明させていただきます。

1の子育て不安の解消では、2項目あげています。1つめが相談窓口と情報提供の充実ですが、子どものいない層も含めた様々な世代への子育て支援サービスの情報提供の充実や、事業者や働く人の意識を変えるための情報提供や意識啓発の必要性を記載しています。2つめは、児童虐待の防止です。発生予防と虐待をした親への支援の充実を記載しています。

2の地域における子育て支援では、3項目あげています。身近な相談先や子育て情報の共有を可能にする「場」づくりですが、すでに府中市では身近な子育て相談窓口として、子ども家庭支援センターがありますが、より身近な相談窓口の充実が望まれます。親子が集える場の充実ですが、「子育てひろばポップコーン」、「子育てひろばポップコーン・パパ」の実施か所数は増えているものの、利用人数は減少傾向にあります。また、「保育園のひろば」の相談件数も減少傾向にあることへの分析が求められています。ファミリーサポートセンター事業の充実では、提供会員の獲得が課題です。

3保育サービスの充実については、現在市では一時保育や病後児保育、ショートステイ等々多様な保育のサービスを実施していますが、病児保育などの検討も含め、より一層の充実が必要としています。

4母子の健康支援につきましては、2項目ありますが、1歳6ヶ月健康診査の受診率がやや下がっていることなどから健康診査の徹底と情報提供、また歯と口腔の健康の啓発をあげています。

5のひとり親家庭の支援では、3項目あげていますが、1つめの母子・父子世帯への家事・育児を支援するサービスでは、ひとり親になるときの末子の平均年齢が低いことから家事・育児サービスの充実が必要であること。2つめのひとり親世帯への支援の充実ではとくに母子家庭の平均所得が低いことから、経済的支援も必要であることをあげています。3つめのドメスティック・バイオレンスの防止では、全国の離婚の申し立ての動機のうち妻の3割弱が「暴力」をあげていることから、ドメスティック・バイオレンス予防のための啓発や相談体制の充実をあげています。

6の障害のある子どもと家庭の支援では、3項目あげていますが、1つめの一人ひとりの障害に応じた教育、支援の充実では小中学校の心身障害者学級数が増加していること、LD、ADHD、高機能自閉症などの障害のある児童への適切な教育や指導が必要であること、2つめに障害のある子どもの早期発見と受け入れ体制の充実、3つめに障害児をもつ家庭への支援の充実をあげています。

7の小中学校における教育の充実では、1つめにいじめ、不登校、問題行動等への対応の充実として、社会や学校における人権教育やこころの教育が重要であること、2つめに義務教育就学時の支援の充実として、親も子も進学や受験、勉強についての悩みが多いこと、中学受験が増加している一方で児童就学援助費の対象人数や交付額が増えるなど義務教育就学にかかる経済的支援を求める数が増えていることをあげています。2つめの食育の推進では、次代の親となる子どもの食生活においては、家庭のみならず学校、保育所でも食育の推進が重要であること。3つめの職業観、就労意識の育成では、協議会でも意見があがりましたが、ニートやフリーターが増加していることから学校教育や地域活動を通

じての職業観などを育成していく必要があることをあげています。

8の子どもの健全育成と活動への支援では、1つめに情報化社会における子どもの健全育成として、子どもたちが携帯電話やインターネットによる犯罪に巻き込まれることへの防止や、情報ツールによるいじめの多発などから情報化社会に対応した人権教育などが必要であること。2つめに子どもたちの活動支援として、中高生をも含めた子どもの居場所づくりや、子どもたちが身近な地域とつながれるよう支援していくことが大切であることをあげています。

9の家庭や職場における子育て環境の向上では、先ほどのワーク・ライフ・バランスの説明にもありましたように、男女が協力して子育てを行えるよう、家庭、企業、地域、行政の連携を図るよう環境整備が必要であることをあげています。

10の生活環境の整備では、1の地域における子育て支援とも連動しますが、子どもや子育てを地域で支えることが必要であること。また子どもや保護者が安全で安心して生活できるようバリアフリーやユニバーサルデザインを重視したまちづくりの推進が重要であることをあげています。

11の安全なまちづくりでは、地域コミュニティの希薄化がまちの治安や防止機能の低下を招くことから、防犯施設の整備や安全対策の推進が必要であることをあげています。

以上が留意すべき視点です。

続いて16ページの3協議会における事業の評価・取組みの見直し提案等の意見ですが、これまでの協議会におきまして委員の皆様からいただきましたご意見や提案につきまして、これも11の柱にそって掲載させていただいております。

以上です。

会長

ありがとうございました。次世代育成支援行動計画の改訂版を作成するのは来年度で、そのためのアンケート調査を実施するのも来年度ですが、今年度はこれまでに出了意見をもとにまとめてくださった案について、さらに意見を言いたいとか、具体的にこういったプランがあるよとか、もっと書くべきではないかといったような、ご意見をいただきたいと思います。まずは1子育て不安の解消、2地域における子育て支援、3保育サービスの充実、4母子の健康支援、このあたりまでご意見をいただけたらと思います。

委員

意見ではないのですが、お伺いしたいのですが、6ページの5番、子どもの視点のところでキッズデザイン重視のものづくりや事業、サービスの仕組みとあげられていますけれど、具体的にどういったことが行われているのか教えてください。

子育て支援課推進係長

事務局よりご説明させていただきます。こちらのキッズデザインの考え方ですけれども、キッズデザイン協議会主催のワークショップに参加の機会がありまして、例として出たのは家庭にある炊飯器についてです。ご飯をたくと湯気がでますが、炊飯器は低い位置に置くと、湯気が子どもの手の届く範囲になり、子どもが火傷をします。連れて行った病

院で火傷の原因を聞き、それ内容について炊飯器をつくる会社に対し、情報として戻すということです。会社では火傷の原因がわかっていますので、そういうことに配慮した製品づくりを行い、その製品が一般家庭に出て行くということです。このような考え方とものづくりがもっと一般的に広がっていけば安全な製品づくりになるということです。これは製品づくりの一例ですが、病院と製品をつくる会社間の繋がりが無いのが現状です。この様な、繋がりができる仕組みづくりをするということが、キッズデザインの考え方の中にあるということです。

委員

8ページの2の2親子が集える場づくりですが、「子育てひろばポップコーン」と「ポップコーン・パパ」ですが、実施箇所は増えているのに利用者が減少傾向にあるということで、分析が必要ということですが、今現在でわかることを教えてください。

子育て支援課長

府中市では、「ポップコーン」や「たち」などの交流広場を開設してきたわけですが、新しい機会をつくってきた関係で利用者が減少したのではないかと見ています。「たち」の利用状況もここにきて少し減っています。当初は関心も高かったのですが、だんだんに冷めてきたのかなということです。個人的には市内の子育てに関する受け皿はある程度充実をしてきているのかなと思っています。

会長

全部の延べ利用者数は増加傾向にあるということでしょうか。新しいサービスが増えてきているために片方では減っていても全体としては伸びているということでしょうか。

子育て支援課長

今数字をもっていないのですが、この何年か減少傾向にありました。原因はここに書いてあるとおり分析してみないとわかりません。場合によってはアンケートなどで市民の意識を把握する必要があるかと思います。

会長

関連して相談件数も減少傾向にあるということですが、お母さん方が子どものことで相談したいというニーズはある、相談するところも増えている、にもかかわらず相談件数は減ってきている、これも分析しないといけないですね。

子育て支援課長

市内5つの保育園での子育て広場の中で相談業務について、私たちが把握している数字は、15年度は2,000件を超えています。16年度が1,986件、17年度が1,767件、18年度が1,723件です。相談件数としては14年度をピークとして減少傾向にあります。しかしながら、一方で子ども家庭支援センター「たち」ができたこ

とによってこちらの相談件数は急増しています。今は落ち着いてきていますが、こういうことから新しい施設やサービスとの相関関係の中での減少であったり、増加であったりではないかなと感じております。

委員

児童虐待で新規が増えているということですが、どのような状態の虐待が増えているのでしょうか。

子育て支援課長

タイプで言いますと、虐待の類型はいくつかにパターン化されています。一つの虐待がいくつか重複している場合がありますのでダブルカウントの数字になっています。典型的には、身体的虐待、心理的虐待、ネグレクトという育児放棄、性的虐待、ドメスティック・バイオレンスという配偶者暴力による子どもへの影響があります。17年は身体的虐待が74件、心理的虐待が59件、ネグレクトが78件、性的虐待が1件、DVが37件です。18年は身体的虐待が73件、心理的虐待が75件、ネグレクトが70件、性的虐待が7件、DVが17件です。19年は身体的虐待が65件、心理的虐待が46件、ネグレクトが31件、性的虐待が5件です。19年から統計の仕方がかわりDVは心理的虐待に含まれております。傾向としては、依然として身体的暴力が多いものの、ネグレクトが伸びているように感じます。外部からの情報によりますと、アメリカ社会などでもそうですが、隠れて見えない性的虐待がありますが、これはおそらく掘り起こしていくとかなりの数に上るのではないかと思います。今後日本の虐待に対する対策が進んでいくにしたがって顕在化してくるものと認識しています。

会長

データがなければ印象でよいのですが、虐待は一般的に低所得者層、貧困層で起こりやすいといわれていますが、やはりそういう傾向はあるのでしょうか。あるいはそういったことに関係なくいろいろな層で出てきていますか。

子育て支援課長

「たち」では、情報の共有化ということで、職員で情報を共有化しているのですが、その事例を見ていますと、母子家庭、母親が精神疾患、子どもに発育的な問題がある、家族内にDVがある、アルコール依存症があるなど、やはり家庭的に機能不全をおこしている状況があります。普通の一般家庭でもないことはないのですが、重篤なケースになりやすいのがそういった家庭で機能不全に陥っている家庭が多いということがいえるのではないかと思います。

会長

ありがとうございました。ほかはいかがでしょう。

委員

6番の障がいのある子どもの早期発見と受け入れ体制の充実について、育児支援家庭訪問事業の連絡会と研修のときに、未就学児のデイサービス、「あゆの子」の最近の報告にあったのですが、今年になって希望者が倍増しているということです。それは先ほどデータにあった府中市の人口が増えていることと、早期発見ができるようになったことが原因となっているようなのですが、そういった施設が「あゆの子」しかないということでこれから充実が望まれます。それから学童クラブですが、受け入れが6年生までということで広がったのですが、実際に利用できているお子さんたちはどういった実態なのかなと思いついて、学童クラブを移動しなければいけないのか、現実的にはやめざるを得ないような、またお母さんが勤めをやめざるを得ないような現実がおきていると感じているのですけれども。

会長

それは前から出ていた話ではありますが、これについてご説明はありますか。

児童青少年課長

学童クラブが6年生まで延長されましたが、基本的には低学年が優先ということで対応しております。学童クラブの限られた施設と職員数の関係で、定数は2名から4名ということなのですが、毎年入会の要望が多く定数オーバーで70名ほどになっています。定員をオーバーしても受け入れざるを得ない状況なのですが、学童クラブが障がいをおもちの児童さん用の施設になっていけばよいのですけれど、そうもなっていませんし、研修はやっているのですが、対応できる専門員がいません。府中市は養護学校が非常に多く、養護学校からもきます。今のシステムでは対応できないのかなと。専門の施設を新たに考えるか悩ましいところでもあります。

委員

学童クラブ自体、10年以上前に指導員としてかかわっておりまして、当時は文化センターにあっただけですが、今は20何箇所ですか、ずいぶん数も増えたのですが、希望する方を全部受け入れられるようになったということで、昔は場所によっては2クラスだったり、足の踏み場もないような場所で預かっていたりということがあったのですが、現状はどうでしょうか。

児童青少年課長

現在でも同じです。建物についても40名を想定していたと思うんですね。ところが今は120名と対象児童が3倍近くになっています。子どもの数は減っても学童にくる子どもは増えています。施設をどうするかなど新たな施策を打っていきませんと5年、10年先にはパンクすると思われれます。区部とかは新たな施策が始まりつつあります。三多摩地区の課長会議では、開発が進み人口流入が多く一般の子どもでも待機児が多くなっているということができます。府中市ではなんとか対応しているという状況ですが、今後難しい状況になると思います。

会長

学童保育は保育所に行った子どもがそのままいけるような数が必要ですし、障害児の方に対する配慮はもっと充実してほしいと思います。7ページ以降で何かありますか。

委員

相談窓口と情報提供の充実とありますが、具体的に府中市ではどのように伝えているのでしょうか。情報窓口がどこにあるのかということが、文化センターによく足を運ぶ人や「たち」によく行く人にはわかるのですが、それ以外、どれくらいの周知徹底がされているのでしょうか。

委員

それに関連しまして、情報が大事といわれていますが、例えば私NPOなのですが、縦割りのようで保育の情報はおりてきても、学校の関係のデータとか、私のような仕事をしているととても参考になるのだけれども、そういう情報を関係の団体に共有ということでおろすとういことはやっているのか、やっていないのか、可能なのか不可能なのかその辺をお聞きしたいです。

会長

市民向けへの情報提供の件と、関係団体への関係情報の提供ということですね。

子育て支援課長

どのような情報が必要かということですが、基本的には子ども家庭支援センターでの相談業務とか、保育所とか、保育園で行っている子育て広場というところに来られた保護者の方には必要な情報が提供できるような体制をとっています。そのほかに市としては「子育ての玉手箱」という情報誌を母子手帳の交付時に渡しています。子育てに関してはある程度情報はいきわたる状態にあります。しかしながら個々の家庭でかかえている問題は表に出しにくいというのがあると思います。そういったことにつきましても「たち」のアウトホームな雰囲気がか口コミで広がり、相談業務での内容が簡単なものも増えてきています。子ども家庭支援センターは相談のコーディネーターといったそういうことも担っていると思います。機関の特有の情報というのはそれぞれありまして、その共有化は今後の課題と認識しております。

委員

厳しい言い方になりますが、市の政策がうまくいっていると楽観的に見るのは避けたほうがよいと思います。「たち」がよいということですが、「たち」をよく知っている率は少ないと思います。例えば子どもに問題が起きたらピンポイントでどこに聞いたらよいのかということ、玉手箱を開いてみる、どの項目を見ればよいのか、そういう親御さんは非常に少ないです。それだけ切羽詰っているのです。例えばホームページ上に相談の受け入れ先を入れてみる、メールで受け付ける、どこに私の問題をもっていけばいいのか、学校なのか保育所なのか保健所なのか、そういうことを瞬時に返してくれるサービスがあ

ってもよいと思います。思った以上に市役所に行く、どこかに行く、足を運ぶということがとても難しい方は多いのではないのでしょうか。関連して申し上げると何かの事業をする、情報に関しても私は常にアンケートをとっていただきたい。市民の生の声を数値ではなくて吸い上げる機会をぜひとも入れてほしいと思います。

会長

インターネットやホームページ上ではどの程度一般の方が情報をとれる状態になっていますか。ずっと探していかななくても簡単に情報を得られるようになっているのでしょうか。

子育て支援課長

施設の紹介とかどういった事業をやっているかといった紹介のレベルです。さらにその細部に入っていくとそれぞれの施設に問い合わせしていただき、内容を確認してもらうというようになっています。

会長

知りたい、ではここに電話しなさい、といったサービスにはまだなっていないということですね。

委員

問題が発生したときに孤独感に陥っている保護者に対して、相談をしたらかえってくるということは、自分は孤独ではないという気持ちをもてることになります。ホームページを検索していくのは余裕のある人間ができることです。市のホームページでなくてもかまわないので、ここにアクセスするとある程度の情報が生でかえってくるというようなものをつくってほしい。

会長

「たち」ではそこまではしていないのですか。

子育て支援課推進係長

ホームページではご相談をしていただけるような形にはなっているのですが、ほとんど書き込みはなく、通告はありますが、ご相談は年間で数件です。どこにどういうふうにとこのを検証しないと、ホームページに情報をのせたところで、それがまた伝わっていないということになりますので、そのあたりは考えていかなければならないと思います。

会長

もう一つの質問の組織に対する情報提供はどうでしょうか。

委員

保育の事業は2、3関わっておりますので情報はおりてきますが、学校の方が虐待の事例なんかはご存知ない場合が多いですよ。例えばご近所であそこはどうも虐待じゃない

かというケースを私たちはみているのですが、そういうときに実際にどう声がけをしているのか、どこに連絡すればいいのか、あれが本当に虐待なのかということは一市民だと判断できません。そういう企業のようなNPOのようなところに、虐待の事例とかそういうときはどういうところに連絡してくださいとか、PTAにもお配りしていればいぶん参考になるのではないかなと思います。私たちがかかわっていくにしても個人的なプライベートな問題があるからということで、事例によっては表に出てこないということもありますね。そういう難しさを市としてどう解消していくのかなとちょっと思うんですけれど。

会長

「たち」に相談をとすることは周知されていないのですか。

委員

それはしています、NPOは。でもいろんな機関があります。

子育て支援課長

病院でも疑わしいときは本来通告しなければいけないのですが、疑わしいだけでは患者と自分の関係が壊れてしまうのではないかと躊躇される医者もいるという話も聞いておりまして、通告義務が十分には浸透していないのではないかなと思います。このところはもう少し力を入れていかなければいけないのかなと感じています。

委員

子育ての方針とか、例えば病院、いろいろな機関にも知らされているのかどうか、市としては地域で子どもを見守り育てていきたいということが明確にわかるように、病院にも、保健所にも、助産婦さんにもそういうことはされているのでしょうか。

子育て支援課長

児童福祉法に基づいて要保護児童対策地域協議会というのを府中市で立ち上げており、その機関の中にはほとんどの関係機関が網羅されていまして、代表者会議や実務者会議などで周知徹底してはいるのですが、やはり機関の末端までいきますと先ほど言いましたが躊躇しているとかありますので、もっとPRに努めるべきかなと思います。

会長

第一線のところまでどう情報が届くかということですね。いいアイデアがありましたら言っていただきたいと思います。

委員

先ほどの相談について皆に知れ渡っているかということで、一番それを知り得るところというと1歳6か月健診ではないでしょうか。実施率は100%ではありませんが、90%以上の方が受けているのですから、その場に「たち」で相談業務をしているということも文字ではなく、その場に「もし困ったことがあったらいつでも相談に来て下さいね。」と

という言葉がけをする人を配置してもよいのではないのでしょうか。自分が子どもを育てているときは、そのようなことはなく、身長、体重を測ってお医者さんがみてくださってという1歳6か月健診でした。そういうふうに言葉をかけてくださる方を配置したり、お話すという方法はやっぴらっしやるのでしょうか。

子育て支援課長

1歳6か月健診は保健センターでしております。それぞれの地区に担当保健師さんがおまして受診に来ない人にはお宅に訪問するとか、いろいろなアクセスをとっているということを知っています。

委員

検診の場で困ったことがあれば相談に来てくださるといってくれる方がいれば、何かあったら「たち」に相談すればいいということ、広く知って頂けるのではないのでしょうか。私たちファミリーサポートもその場に伺って、もし子どもを預けたいということがあればいかがですかという広報の仕方を考えたことがあるので、子育てのことを相談したい方には窓口があるのだよということ、文章だけではなく、対面して声かけをして頂ければ、認知度も増すように思います。

会長

ぜひお願いします。

委員

8ページのファミリーサポート事業なのですが、依頼会員が提供会員をうわまわっている状況ですが、3.6倍もあるということは緊急時に受け入れてもらえないということで、重要な問題点だと思います。理想的には提供会員が多いほうが頼みやすいです。提供会員の獲得に向けて更なる広報の工夫などがありますが、ぜひともやっていただきたいと思います。広報では、時々ファミリーサポート提供会員の研修がでていますね。

会長

ぜひやってみたいと思わせるパンフレットを作ってほしいですね。

委員

講習会を何度もやっていただくのはある種ボランティアですが、そういう人を集めるのは大変なことで、講習会をやっても歩留まりといますか、後まで残ってくださる方は非常に少ないので、ぜひともそれをお願いしたいと思います。

委員

研修は、ファミリーサポートの提供会員になろうという気持ちがあって行く方です。そこまではいかない市民へ向けての子育て支援の講座があれば、それをきっかけにやってみようということもあるのではないかと思ったのですが、この研修があることはもちろん大

事ですが、ファミリーサポートの提供会員になろうという人がいくものですよ。

委員

広く市民へ呼びかけるやり方として「出前講座」というものがあります。各自治会館へ市の担当の方に来ていただき提供会員が足りない現状を話していただくと、子育ての終わった主婦の方にアピール出来ると思います。

会長

社会福祉協議会のボランティアセンターあたりもボランティアとしてそこでやっておられる方もいると思います。いろいろな試みをやらないといけないということですね。ほかにはどうでしょうか。

委員

そろそろ学校に戻らなければいけないので、ひとつだけ言わせてください。1の子育ての不安解消ですが、経験談でお話させていただきたいのですが、45歳になる昔、中学校で教えた人から子どもの進路についての相談がありました。実は本人が当時児童虐待の被害者になっていたことを、その電話で初めて知りました。そして自分も子どもを虐待してしまっているというのです。そういう話を住んでいる地域のいろいろな相談窓口でアドバイスをもらっているかということを知ったら、それは話せないということなんですね。そこでふたつ考えたのですけれど、いろいろな子育ての悩みとか不安は世代を超えて伝わります。自分が育てられたように子どもを育ててしまうという傾向は世代を超えてつながっていくことなので、親になってから子どものときの悩みまで大きく相談の仕方をどこかで工夫できないと切れない問題があるのかもしれない。いろいろな子育ての相談は今の悩みはいいけれど、その背後にある自分をすべて出して相談するというのはすごく勇気がいるので、普通の相談窓口ではできないのではないかなと。そういう内容が多くあるような気がします。その背後にはとくに母親の不安感があって不安な気持ちで子育てをしている。その不安について外に行って相談するタイミングはあるのだけれども、家庭の中で孤立しているケースがある。それをどうやって地域や社会全体でサポートできるか、悩みや不安感の奥行きというのは、今どうするかというのと異なる問題でして、今の社会はそういうことが大きな問題になっているような気がして、心理の専門家がかかわらないと学校でも相談は手に負えないというのがあります。専門家の立場からのアドバイスがもらえる仕組みというものをしっかりとつくってもらえたらいいかなと思っています。

会長

これについてはすでに「たち」では専門相談をやっております。

子育て支援課長

世代間に受け継がれていくということにつきましては、親支援というものを実施しております。グループ活動ですが、虐待してしまった親、虐待をする可能性の高い親を対象に更正をはかったのワーキング、グループ活動を展開しています。ひとつは「プワマナ」

と申しましてハワイ語で「たくさんの花」という意味ですが、児童虐待予備軍の層を対象としたもので、もうひとつは「フルール」でフランス語で花という意味ですが、これは虐待してしまった親を対象にしたグループ活動で月に2回程度行っています。対象者が対象者だけに1回参加して、吐露してしまったあと、恥ずかしくて来られないというケースもあります。突然キャンセルするなど事業もうまく回転しない場合もあるのですが、そういった事業を組み立てておりまして、いつでも受け入れられるようになっております。今後、充実していくものと認識しております。

会長

個別の相談はまだなかなか難しいと思いますが、グループをファシリテートしている人は私もちょっと知っている人ですが、かなりの専門家ですので本当の専門のカウンセリング相談につなげてくれると期待しているのですが、まずはそこにつながっていくことが難しい。

委員

自分からそのことを相談するというのはめったにないことで、周りからの通報で発見されてそういう機会を得るといえることが多いような気がするのですが、ただ悩んでいる深刻なケースというのはいずれあるのではないかと思います。

会長

そういう人がどこで情報をキャッチして電話していただけるかということです。先生のほうで他に教育で何かありますか。

委員

学童クラブのところでは定員オーバーの状態を抱えているということですが、文科省が小学校の課外の活動を各学校に展開するというので、条件は難しいのですが地域の実行委員会のようなものをつくって苦労して立ち上げて今年2校ですかね、試験的にやっているということなのですが、なかなか考え方としてはうまくいかない。学校のそばに学童があって、学校ではそれをやっていて学童の子がそこに参加してしまうと実施主体とか児童の管理、語弊があるかもしれませんが責任の区分があいまいになってしまって、ちょっと気になる問題も出てくる。学童から離れていけばいいのですけれど、そういう問題もあります。希望参加なんですがあるときは毎日参加させるということになりきれない、その日その日で参加しているというのがあります。中学生になると部活動がありますので、今度は遅くまでやりすぎて部活動で普段の課外の時間を使うために中学生が地域の活動に参加しないという別の問題が出てきます。小学生は出てくるけれども何故中学生は出てこないというのが一方であります。なかなかその辺の折り合わせは難しいというのがあるかと思えます。

会長

12ページの教育の充実ですが、不登校の子どもたちの教育の充実は書かなくてよいの

かなと思ったのですが、そのあたりはいかがですか。

委員

不登校は年々増えています。減らすのは大変難しい。いくつかの種類の不登校がありまして、不登校をひとつにまとめて学校として何をすればいいとは言い切れません。個々のケースに応じて何ができるかを考えていくということです。その中で学校は必ず行かなければならないという考え方が外れました。学校でなくても成長できる機会とか場とか筋道があってもいいだろうという考え方が、家庭にも私たちにもでてきていますから、学校という集団生活にうまく適応できないときに違うところで自分育ちという考え方が、子ども自身や親も一方でありますから、基本的なところで不登校という数はなくなりません。不登校の次の問題はコミュニケーション能力、友達とうまくやっていくという力が不足しているという問題です。育つべきところが育てられていなくて何か嫌なことを言われたとき、またそれに自分が言えないときに学校が居心地のいい場所でなくなってしまう。そのときに学校でフォローができてないというのがありますが、コミュニケーション能力が欠けている気がする。3つ目は学習そのものに不適應になっているケースがあります。4つ目に深刻な場合はいじめになりますが、人間関係のことで具体的なきっかけで来られなくなるケースがあります。5つ目が休んでしまったために、休みが長くなってしまったために行けなくなるというものです。その出方が個々のケースによってそれぞれ違うのでそれぞれの対応の仕方を考えていかなければなりません。何か一つ手立てがあっても思い切ってそれをやれば10人とはいかなくても7人、8人解決できるという問題だったらどんどんやればいいわけですけれども、一人ひとりによって手立てが違います。そのことを考えなければいけないということがなかなか数の上ではっきりとした成果が得られないということです。

会長

今、若者のニートの問題がありますが、引きこもりのかなりの部分は不登校から始まって、それがつながって社会的不適應と言われていています。学校に行かなくてもコミュニケーション能力だけは身につけているとか、社会性だけは身につけているということがあれば、学校に行かなくても社会には出れるということですごく大事だと思うのですが、そのためには学校には行かないけれどもコミュニケーション能力や社会性を培う場が、今は適応教室だと思うのですけれども、それだけでいいのか、また適応教室も行かない子どももいる、その辺は府中市で求めなくてもいいのかなと思うのですが。

委員

学校では、学校に来られないのだから学校以外に行っちゃいけないんだという考え方は取り外してくださいと、私のところではまず真っ先に親御さんに言います。学校に来られなくて家にずっといるよりも、学校じゃないところに行けるほうがずっといいんだと。通級学級とか「けやき教室」とかがその候補になるわけですけれども、他に青少年オーケストラの団体に参加したり、まだ成功していないのですが、近くの高齢者施設に週2回でも3回でもボランティアで行ってお年寄りの世話をしてお話をしたり聞いてもらう、それだ

けでいいと提案するのですが、なかなか行けません。学習塾なら行けるというのならそれでもいいです。課外の部活動で1週間に1回、2回来られるという生徒がいて引っ張り出す。やはりその生徒一人ひとりの状況に応じて行けるところを探してやる相談は必要だと思います。

会長

それは学校でもやっているけれど、教育相談所でもやっているのでしょうか。

委員

多分同じ考え方でやってくださっていると思います。申し訳ありません、時間ですので退席させていただきます。

委員

学童に関連して文科省から言ってくる子どもの居場所が2つあるということですが、行政としてはどのようにとらえているのでしょうか。ただでさえ学童のニーズが多いのに学校の運動場は共有して使っているとか、そういうのが現場の指導員にしわ寄せがいつているのかいないのか、そのへんの把握はできているのでしょうか。

会長

学童クラブについてはいかがでしょうか。

児童青少年課長

国の重点施策のひとつに一昨年、学校等の施設を使って学童とは違った子どもの安全居場所づくりという案が出まして、府中市も前からそういう計画だったものですから、今年度、二小、五小、十小で年間今220人ですが250人を想定して開催いたしました。おかげさまをもちまして大きな問題もなく終わろうとしています。実績をもとに4月から22校で一斉に始めます。放課後に学童クラブとは別に施設を使いまして、月曜日から土曜日まで1年生から6年生までを対象に子どもの居場所を設定いたします。この事業は委託先の団体だけではなく、学校、地域の各種団体のご協力を得ながらやっていくというのがもうひとつの目標でして、今22校の地域の団体のすべての方にお集まりいただきまして説明会をやっています。学童について、府中市ではどうにかなっているのですが、よそは待機児童が多くなっています。学童ともう一つの居場所を作っていくのが国の考えです。明確に連携しながらやっていってくださいとなっています。一体化するのか連携するのか、いろいろお考えがあるのでしょうかけれども、今のところ連携してくださいと、補助金体系も一本化の要綱の中に組み込まれています。実態としましては、相当近い間柄になってくるのではないかと考えています。働いている者の連携は、学童は市の職員がやっています、身分は若干異なりましても、一方はNPOにお願いしていますので難しいところがあるのですが、一緒に学校の校庭や施設を使うときはすべて一緒にやろうということで、3校とくに大きな問題もなくやっています。冷蔵庫や電話は一緒に使い、無駄にもう一つ使うことのないよう経費の節減もしています。22校におきましてもそのような形で子どもが一

緒に活動していくということを積極的にやっけていこうと考えています。学童の子どもたちが登録してもいいことになっています。それも自由です。アンケートをとりましたら3校の保護者、子どもも総じて楽しい、友達が増えたと、友達がいるから放課後事業にいくという意見がお子さんにも多いです。保護者も一緒に遊んだほうがよいという意見が強いです。

会長

2校が一斉に展開するといろいろ出てくるかもしれませんが、そのときはまたよろしくお願いします。いかがでしょうか。

委員

国のほうのお話では、連続性というのがあったのですが、非常に大切なことだなと思いました。「たち」など、いろいろな機関がフォローはしてくれると思うのですが、その次に何かしたいというときのフォローまではあまりやってくれないのですか。癒すことはできても積極的になったときに、どこに行ったらいいのかということまでやってくれと、切れ目なくというのが可能かなと思います。

会長

「たち」も相談すると、いろいろなサービスを紹介し、つないでいるようです。

子育て支援課長

相談内容によってはどこまでできるかということで、必要な資源を提供するということです。

会長

そこまでどうやって伝えるか、PRとか情報提供とかお話がでていました。

子育て支援課長

掘り起こしというか、20年度の予算に組んでいるのですが、保健センターのほうで新たに「こんにちは赤ちゃん事業」というサービスを始めます。生後4か月までの家庭を全戸必ず1回は訪問して、子どもの状況や家庭環境を見ていくものです。育児不安や虐待がおこりそうだという情報はある程度把握できるのではないかなと、そういう情報が「たち」に入ってくれば、掘り起こして支援していけると思います。

会長

そのときに「子育ての玉手箱」のミニ版を配布してはどうでしょうか。

子育て支援課長

それは母子手帳のときに配布していますので、それを見ていただければと思います。

会長

ワーク・ライフ・バランスについてはどうでしょうか。

委員

商工会議所では、これまでは働く人の福祉向上につとめてきました。子どもも含めた形での福祉増強はなかなか踏み込んでいけないというところがあります。今後、子どもを含めた家族が、参加できるような形になるようなものを考えているところです。具体的にどのような形というところまでは、今は話をできませんけれども、そのような形でいきたいなとは思っております。

会長

お父さんを家庭に帰す事業とかいうのは商工会議所さんレベルで何かできるというようなものでもないですね。

委員

全体にいえることですが、色つきの紙の終わりにあります、「おわりに」というところがあって意識改革というところでまとめてありますけれども、私はやはりワーク・ライフ・バランスですが新しい言葉ですが、アンケートのデータにあるように結婚したい、生みたい、子育てを一緒にしたい、でも現実には男性が育児休業を取れるのは0.7%以下ではないとか。これ全体ができたらすごいことです。でも現実の現場は厚生省と文科省の違いとか一つ一つのケースによって違うので、制度があるけれども使えないという現場があります。制度は予算をともなつての制度であって、制度が柔軟に使えるというのがすごく大事なと現場としては思います。その辺をどう工夫していけばいいのかいつも悩みますが、私達は誠実にやるしかないと考えていますが、国もこれだけ意識が変わってきていると思うんですね。けれども現実には柔軟に使えないと制度がいかされないのではないかとというのが感想です。府中市は他市に先がけて子供が輝く市でありたいということで、市独自でやっていくことが望まれるなど2年委員をやっていて思うことです。行政も現場の私たちもわかっていて悩んでいることが事実だと思いますけれど、柔軟に使えるというところをどうするか。あと府中市は大きな企業がかなりあります。今日の新聞にも出ていましたが、企業に保育所ができています。そういう計画を出しなさいというところまでであるけれど、実際には育児休業もとれないという実態もあるので、もっと企業に事業所に強制力を持たせることができないかと思えます。

会長

300人以上の企業には強制力がありますね。

子育て支援課長

今度改正がされますが101人以上から行動計画が義務付けられます。

会長

例えば東芝の行動計画を発表するとか、モデル企業を公表すると影響力があるかもしれませんが。

子育て支援課長

厚生労働省のほうには報告することになっています。

会長

残り少なくなってきました。来年度も行動計画の改訂について話し合うチャンスはありますが、委員の交代もあるかもしれませんので、ぜひご意見をおっしゃってください。

委員

私も2年やっておりまして全体の印象としては個々の政策は素晴らしいのですが、大変頑張っているのはよくわかるのですが、でも横のつながり、連続性というのでしょうか、世代間の連続性もそうですし個々の連続性に若干欠けているのではないかということが印象としてあります。例えば先ほど委員がおっしゃったいじめの問題も不登校の問題も相談を受けました、学校内では対処できない問題を例えばこのラインを使ってこうするとそれぞれ例えばNPO法人を紹介していただくとか、居場所を紹介していただくとか何か連続性をもっていただくと非常にいいのかなと思います。それからやはり市の人に府中市の施策をわかりやすくもっと知らせてほしい。委員がおっしゃっていましたが1歳6か月の健診、4か月の健康、生まれたばかりの母子手帳で玉手箱をあげました。これはこれでひとついいですが、4か月のときに何か小さなものでも渡せないのか、で渡しました。1歳6か月健診のときは「たち」の電話番号とメールアドレスを渡しました、というように重ねていくことが大事です。市の人で男性の方で子育てに120%関わった方が何人いらっしゃるのか、幼児の頃におむつをかえたというのは難しいと思うのです。お仕事の重要性もありますし、すべて一つの枠に国から降りてきているから入れなさいというのではなく、私は個人的には3歳までの母親の重責は高いと、就学した後、心の問題は父親も必要だ、というような流れの中で市がやってくれるといいのかなと思います。

会長

縦割りでなく情報をつなげるといいということです。そのひとつの仕組みとして「たち」と要保護児童対策地域協議会があると思うのですが、代表者しか出て行かないのでそこから各機関の第一線で働く方にどれだけ共有ができていくかということ、何かあったときに、すぐにあの人、この人ということができることが大切だと思うのですが、今はできたばかりですね。

子育て支援課長

もうすぐ2年になります。実務者会議と個別ケース検討会議があります。具体的な事例が発生したときにどこの機関が関係するかで、どう関わりがもてるのかということをお互いに相談しあうカンファレンスがあります。年80件程度あります。

会長

そういうことが重なっていけば、もう少しネットワークができ情報の共有ができるのではないかと期待したいです。

会長

データでは外国人労働者が出ていましたが、外国人労働者の子どもの問題もあると思います。府中市では言葉が通じないことで困るとか、いじめの対象になって不登校になるなどはありませんか。23区あたりでは出ています。

子育て支援課長

言葉が通じにくいことによって子育ての問題がないこともないです。いくつか事例があがっています。国際結婚の中で通常ではない夫婦間の関係などの事例もみえています。

委員

私に関わっております国際交流サロンでは、国際結婚ですとか日本語が不自由な方が来られますのでサロンとしても託児をやっています。東京外国語大学の学生さんたちが学校に行く子どもたちの勉強のフォローを母国語とする事業とか、できる範囲でいまのところやっています。いじめは聞いていません。

会長

市の委託ですか。

委員

市の委託事業で日本語指導と託児をしています。日本語教室で日本語ができるようになった韓国の方が小学校、中学校に派遣されて韓国からきた生徒さんへの母国語での補助など少しずつやっています。

会長

すごく大事だと思います。外国人の子どもたちと日本人の子どもたちの交流があると思います。

委員

相互派遣もやっています。先日も武蔵台小学校と七小に外国人を派遣して国際交流もやっています。

会長

国際交流の教育も絶対必要です。今の点もせっかく府中市でやっておられるので計画に是非入れてください。

委員

前にも市のほうに出したのですが、NPOがともに地域で力を出し合っていますが、NPOの位置づけが計画書の中にないような気がします。「いろいろな団体と協力して」というのはありますが、NPOの府中市としての位置づけを明確にして文書の中に盛り込んでいくことが大事じゃないかなと思います。たまたま子育てで関わっているのは「ポポ」と「ミモザ」だけですが、最近団体が増えています。

会長

NPOとのかかわり、NPOの育成支援というあたりで記述が必要ではないかということでしょうか。

委員

NPOを位置づけて、ともにやっっていこうということが文章の中に位置づけられなくてはいけないのではないかということです。

子育て支援課長

行政だけでは行き届かないことがあります。民間活力が大事でNPOなどの力を借りてサービスを充実させる必要があると考えております。

会長

文章の中にその姿勢を示してくださいということです。それでは今のところはこれでよいでしょうか。

子育て支援課長

資料6の説明をさせてください。

会長

議題3 平成20年度子育て支援に関する新規・レベルアップ事業について、資料6の説明をお願いします。

子育て支援課長

平成20年度に実施します子育て支援に関する新規・レベルアップ事業についてご説明いたします。

「母児ショートステイ・デイケア事業」は、若年出産や産後の育児が心配されるリスクの高い母児をケアし、合わせて母児の家庭環境の改善を図るものです。産後の1週間、助産院で母児のケアを行う母児ショートステイ事業と助産院への日帰り通院でケアをしていく母児デイケア事業で、産褥期の母児を支援し併せて家庭環境の改善を図っていきます。このサービスを受けた後引き続き要支援のケースにあっては、育児支援家庭訪問事業などのサービスで支援していきます。

「産前産後家庭サポート事業」は、子育てを支援するため産前産後の一定日数を上限に

ヘルパーを派遣し家事援助等を行う産後家庭サポート事業をレベルアップするもので、事業名称を産前産後家庭サポート事業と改めるとともに、サービス内容も広げ、単胎児では産前から産後4か月までの利用期間を産後1年までとし、最大10日のヘルパー派遣日数に加え、産前の場合のみ5日を限度にヘルパー派遣が受けられるようにします。また、多胎児では2歳未満が利用期間の上限であったものを3歳未満へと対象年齢を拡大し実施します。

「子育て拠点施設運営事業」では子育ての拠点となる子育てひろばを1か所設けます。ひろばの運営はNPO法人を予定し、週に3日程度ひろばを開設し、親子の交流や子育てのノウハウなどを修得する機会を提供します。活動内容の詳細は今後つめていきます。事業は市の委託事業となります。

「ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業」は、ひとり親家庭で傷病や就学等の理由で日常生活を営むのに著しい支障が生じる場合にホームヘルパーを派遣する事業ですが、利用日数等を増やし、対象家庭へのサポートを充実させます。これまで月12日を限度とした利用が16日までになります。また、1日の利用時間の限度も8時間から10時間となり2時間延長します。

「生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」は、すべての乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援の必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることを目的として、現行の新生児訪問の対象を生後90日から生後4か月まで拡大して実施するものです。

「認可外保育所利用者への助成」は、認可外保育所(認証保育所・保育室)を利用している世帯の保育料の負担が、認可保育所利用者と比較し大きいため、認可外保育所に入所しており、「市内在住・月160時間以上の利用者」を対象に月額1万円を補助します。

「幼稚園保護者への助成」では、私立保育園入園時にかかる費用の緩和を図るため、私立幼稚園に入園する市民の園児を対象に入園料に対し1万円を補助します。

「放課後子ども教室」は、平成19年度市立小学校3校で試行的に実施していますが、平成20年度は市立小学校22校で実施します。市立小学校の教室、体育館、校庭等の施設を活用し、放課後等のすべての子どもたちを対象に、学習、スポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等を行います。

会長

質問はありますか。

委員

7の助成はどのようにして行うのでしょうか。

保育課長

入園料の援助です。4月になって実際に入園した子どもを対象としています。

会長

時間となりましたのでこれで終わりにします。最後にその他についてお願いします。

子育て支援課長

当協議会は2年にわたりましてご協議をしていただきましたが、本日が最後となります。2年間闊達なご協議をいただきありがとうございました。また大変ご苦労さまでした。おかげさまをもちまして事業の評価を国に報告することができましたし、行動計画改訂に向けまして道筋ができたと思います。委員の皆様方におかれましては今後のご活躍を祈念いたします。ありがとうございました。

会長

これで第4回府中市次世代育成支援行動計画推進協議会を終了します。ご協力ありがとうございました。

以上